

相模川・川づくりのための土砂環境整備検討会－規約

(名称)

第 1 条 本会は相模川川づくりのための土砂環境整備検討会（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 本検討会は、相模川の健全な土砂環境を目指した取り組みとして、相模川水系土砂管理懇談会における提言内容の具体的な実施方策について、市民、学識経験者、関係機関、行政が一堂に会して議論を深める場として設置する。

(定義)

第 3 条 検討会は、相模ダム周辺から河口、宮ヶ瀬ダムから本川合流点の河道及び相模川河口周辺の海岸を検討対象区間とし、土砂環境改善を目指した対応について、それに関する具体的な実施内容や、その他の検討について議論する。

(構成)

第 4 条 検討会は、[別表-1](#)の委員をもって構成する。ただし、必要が生じた場合は本会に諮って新たに委員を指名することができる。

二．検討会は、必要に応じて、[別表-1](#)に掲げる者以外の参加を求めることができる。

三．検討会には、必要に応じて分科会をおくことができる。

(座長)

第 5 条 検討会には、座長を置く。

二．座長は各委員の互選により選出する。

三．座長は検討会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第 6 条 検討会は、座長が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合開催する。

(事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、神奈川県県土整備部、神奈川県企業庁水道電気局、国土交通省京浜河川事務所に置く。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度、検討会に諮り定める。

(会議の公開)

第 9 条 検討会資料及び議事要旨は速やかに公開するものとする。
二. 議事要旨は、座長の了解を得て公開するものとする。
三. 別に定める検討会傍聴規定により傍聴するものとする。

(附則)

この規約は、平成 15 年 12 月 12 日より施行する。

この規約は、平成 20 年 3 月 21 日より施行する。